

## 社会福祉法人羽黒百寿会 定款

|    |           |       |      |
|----|-----------|-------|------|
| 平成 | 元年        | 3月20日 | 設立認可 |
| 平成 | 4年        | 8月6日  | 変更認可 |
| 平成 | 6年        | 4月6日  | 変更認可 |
| 平成 | 7年        | 6月22日 | 変更認可 |
| 平成 | 7年10月13日  |       | 変更認可 |
| 平成 | 10年       | 3月6日  | 変更認可 |
| 平成 | 10年       | 4月21日 | 変更認可 |
| 平成 | 12年       | 9月28日 | 変更認可 |
| 平成 | 13年11月7日  |       | 変更認可 |
| 平成 | 15年       | 5月7日  | 変更認可 |
| 平成 | 17年       | 5月6日  | 変更認可 |
| 平成 | 18年       | 2月23日 | 変更認可 |
| 平成 | 18年       | 6月23日 | 変更認可 |
| 平成 | 18年12月21日 |       | 変更認可 |
| 平成 | 20年       | 4月17日 | 変更認可 |
| 平成 | 21年       | 1月27日 | 変更認可 |
| 平成 | 21年       | 6月16日 | 変更認可 |
| 平成 | 24年       | 3月27日 | 変更認可 |
| 平成 | 25年       | 5月1日  | 変更認可 |
| 平成 | 27年       | 3月18日 | 変更認可 |
| 平成 | 27年       | 8月18日 | 変更認可 |
| 平成 | 28年       | 3月28日 | 変更認可 |
| 平成 | 29年       | 1月19日 | 変更認可 |
| 平成 | 30年10月1日  |       | 変更認可 |
| 令和 | 元年        | 7月16日 | 変更認可 |
| 令和 | 2年        | 4月1日  | 変更認可 |
| 令和 | 4年        | 8月25日 | 変更認可 |

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業及び公益事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 特別養護老人ホームかみじ荘の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 老人短期入所事業かみじ荘の経営
  - (ロ) 老人デイサービス事業かみじ荘の経営
  - (ハ) 老人介護支援センターかみじ荘の経営
  - (ニ) 老人居宅介護等事業かみじ荘の経営
  - (ホ) 障がい者居宅介護等事業かみじ荘の経営

- (へ) 保育所の経営
- (ト) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (チ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (リ) 一時預かり事業の経営
- (3) 公益事業
  - (イ) 地域支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人羽黒百寿会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3に置く。

## 第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任委員会（以下、この条において「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 委員会の運営についての規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は無報酬とする。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名する。

## 第4章 役員

（役員の数）

- 第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。  
3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とし、常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。  
2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。  
3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。  
4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第26条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、本部とする。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、別に定める職員を置く。

3 事務局長、他の主要な職員は、理事会において、選任及び解任する。

4 前項の職員以外の職員は、理事長が任免する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番3 所在の敷地  
14,690.95平方メートル

(2) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3 所在  
鉄筋コンクリート・木造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板葺  
2階建老人ホーム  
1階 3,536.89平方メートル  
2階 98.00平方メートル

(3) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3 所在  
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 車庫・物置  
1階 63.81平方メートル  
2階 61.68平方メートル

(4) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3 所在  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 車庫  
55.30平方メートル

(5) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3 所在  
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 物置  
4.40平方メートル

(6) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地3 所在の木造亜鉛  
メッキ鋼板葺平屋建 貯蔵庫  
27.59平方メートル

(7) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番108 所在の敷地  
6,377.70平方メートル

(8) 山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番地108 所在  
木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建  
1,414.46平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鶴岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鶴岡市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センター事業（介護予防支援事業を含む）
- (2) 生活支援体制整備事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第9章 解 散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て鶴岡市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鶴岡市長に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人羽黒百寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

|     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|
| 理事長 | 渡 | 部 | 務   |
| 理事  | 金 | 岡 | 繁比古 |
| 理事  | 阿 | 部 | 良 春 |
| 理事  | 萩 | 谷 | 敏 雄 |
| 理事  | 佐 | 藤 | 文 子 |
| 理事  | 高 | 橋 | 爽 元 |
| 理事  | 上 | 林 | 玄 道 |
| 監事  | 武 | 山 | 省 三 |
| 監事  | 丸 | 山 | 金 治 |

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

平成 元年 3月20日所有権保存登記（成立の時期）

附 則

平成 4年 8月 6日 指令社第64号 県知事 板垣清一郎  
社会福祉事業法第41条第1項の規定による 認可

附 則

平成 6年 4月 6日 指令社第 1号 県知事 高橋和雄  
社会福祉事業法第41条第1項の規定による 認可

附 則

平成 7年 6月22日 指令社第46号 県知事 高橋和雄  
社会福祉事業法第41条第1項の規定による 認可

附 則

平成 7年10月13日 指令社第99号 県知事 高橋和雄  
社会福祉事業法第41条第1項の規定による 認可

附 則

平成10年 3月 6日 指令長第40号 県知事 高橋和雄  
社会福祉事業法第41条第1項の規定による 認可

附 則

平成10年 4月21日 指令長第18号 県知事 高橋和雄  
社会福祉事業法第41条第1項の規定による 認可

附 則

平成12年 9月28日 指令長第84号 県知事 高橋和雄  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成13年11月 7日 指令長第106号 県知事 高橋和雄  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成15年 5月 7日 指令庄総福第10号 県知事 高橋和雄  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成17年 5月 6日 指令庄総福第9号 県知事 齋藤 弘  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成18年 2月23日 指令庄総福第151号 県知事 齋藤 弘  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成18年 6月23日 指令庄総福第39号 県知事 齋藤 弘  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成18年12月21日 指令庄総福第171号 県知事 齋藤 弘  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成20年 4月17日 指令庄総福第10号 県知事 齋藤 弘  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成21年 1月27日 指令庄総福第98号 県知事 齋藤 弘  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成21年 6月16日 指令庄総福第28号 県知事 吉村 美栄子  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成24年 3月27日 指令庄総保福第383号 県知事 吉村 美栄子  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。

附 則

平成25年 5月 1日 鶴岡市指令長第18号 鶴岡市長 榎本 政規  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成27年 3月18日 鶴岡市指令長第119号 鶴岡市長 榎本 政規  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成27年 8月18日 鶴岡市指令長第 61号 鶴岡市長 榎本 政規  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成28年 3月28日 鶴岡市指令長第117号 鶴岡市長 榎本 政規  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

附 則

平成29年 1月19日 鶴岡市指令長第117号 鶴岡市長 榎本 政規  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

この定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成30年10月 1日 鶴岡市指令長第 90号 鶴岡市長 榎本 政規  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

この定款は平成30年10月1日から施行する。

附 則

令和 元年 7月16日 鶴岡市指令長第 29号 鶴岡市長 皆川 治  
社会福祉法第43条第1項の規定による 認可

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行し、平成31年4月1日に適用する。

附 則

令和 2年 3月31日 鶴岡市指令長第 79号 鶴岡市長 皆川 治  
社会福祉法第45条の36第2項の規定による 認可  
この定款は、令和2年4月1日に施行する。

附 則

令和 4年 8月25日 鶴岡市指令長第 19号 鶴岡市長 皆川 治  
社会福祉法第45条の36第2項の規定による 認可  
この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。

- 2 改正後の第15条の規定は令和3年6月24日から適用し、改正後の第28条の規定は令和3年7月1日から適用する。

